

# 公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

## 事業指定助成プログラム 募集要項

事業指定助成プログラムとは、NPO・市民活動団体などが取り組む事業内容を広く社会に発信し、当財団の仕組みを活用して寄付を集める、資金調達サポートプログラムです。

採択された事業について、一緒に寄付を集める計画を考え、寄付募集ツールを整えるなど事業実施団体の寄付募集をサポートします。

寄付募集を通じて、地域や社会の課題を「見える化」し、その認知度を高めることでNPOに必要なお金の流れをつくり、持続可能な未来につながる資金循環の仕組みづくりを目指しています。

### 助成対象について

#### 1. 助成の目的

寄付募集活動を通じて地域社会からの信頼を獲得し、地域の課題解決や地域社会の発展に寄与する民間公益活動の増進を図ることを目的とする。

#### 2. 対象となる事業

次のいずれかに該当する事業とします。

- ・行政あるいは公的機関等、他の主体が十分に対応できていない地域課題や社会課題の解決を図ることを目的とした事業
- ・継続的かつ効果的な課題解決の手段が確立していない分野において、実施手法などがモデルとして活用可能な先駆的事业
- ・自団体の活動資金獲得の仕組みづくりや製品開発を目的とした事業

#### 【対象とならない事業】

- ・営利を主たる目的とする活動
- ・個人的な活動や趣味的なサークル活動
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
- ・暴力団等と関係のある活動、その他法令・公序良俗等に違反する活動

#### 3. 対象となる団体

次のすべてに該当する団体が対象となります。

- (1) 千葉県内に事務所を置く NPO 法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・任意団体・市民活動団体などであること（法人格の有無は不問）
- (2) 公益コミュニティサイト「CANPAN」(<https://fields.canpan.info>) に団体登録し、情報開示レベル★3つ以上を獲得している団体
- (3) 以下のいずれにも該当しない団体
  - ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
  - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
  - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体(以下「暴力団等」という)、その他法令、公序良俗等に違反する団体

#### 4. 対象となる期間

- ・寄付募集期間及び対象となる事業実施期間は任意の期間で申請できます。
- ・この間当財団の仕組み(ウェブサイト、カタログ、クレジットカード決済機能、税制優遇など)を活用していただけます。

#### 5. 申請金額(助成限度額)

- ・申請金額(助成限度額)に定めはありません。
- ・補助率のような制限もなく、実施事業にかかる費用の100%を申請可能です。

#### 6. 助成対象経費

- ・助成対象経費となるのは当該事業を実施するために直接必要な経費とします。
- ・既に着手済みの事業であっても、当財団が助成の妥当性を認めた場合は対象事業とします。

### 申請方法と選考・採択について

#### 1. 申請受付期間

- ・申請受付期間は設けず、随時募集しています。
- ・事前に当財団までご連絡・ご相談をお願いします。

#### 2. 申請方法

- ・申請はオンライン(Google フォーム)にて受け付けます。  
<https://forms.gle/Ge3k2m24KUssvfPx9>
- ・Google フォームを使用した申請手続きでは、フォーム入力中に一時保存ができませんのでご注意ください。入力前に下書きシートを作成し、下書きシートの内容を転記してください。  
※ファイル(収支予算書・下書きシート)のダウンロード(Excel)  
[https://chibanowafund.org/?page\\_id=2836](https://chibanowafund.org/?page_id=2836)

#### 3. 選考について

- ・申請いただいた事業は、選考委員が次の基準で選考します。
- ・必要に応じて直接ヒアリングにお伺いしたり、メール、お電話でお聞きすることがあります。

##### 【選考基準】

- ・事業指定助成プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ・地域社会のニーズを踏まえ、活動の目的が明確で、かつ実現方法が適切か
- ・事業の効果が見込まれる事業設計となっているか
- ・広く社会の共感を得られる事業となっているか
- ・寄付募集の積極的な意欲があるか、体制があるか

#### 4. 採否の決定と通知

- ・申請書類、ウェブサイトで公開されている情報、ヒアリングの結果を踏まえ、助成等選考委員会にて選

考し、当財団理事会にて決定します。

- ・採否の通知はメールにて行います。お電話での問い合わせには応じかねます。
- ・選考会の判断により、助成限度額が申請額から変更（増減額）されることもあります。

## 採択後について

### 1. 手続き

- ・採択後、覚書を締結します。
- ・助成対象団体と当財団で協議し、申請内容に基づき、寄付募集期間、寄付募集内容、対象事業期間、その他の広報方針を決定し、寄付募集事業の広報活動を行います。

### 2. 採択団体が受けられるサポート

- ・寄付募集用専用ウェブサイトへの掲載
- ・カード決済、専用口座などの決済システムの提供
- ・寄付者管理、領収書の発行
- ・広報やPRのサポート
- ・寄付集めの計画や戦略づくりに関するサポート

### 3. 採択団体が実施すること

- ・寄付金集めに関する組織内の合意と組織全体での主体的・積極的な行動（寄付のお願い）
- ・定期的（週1回程度）に活動状況や寄付総額等をウェブサイトやブログに掲載すること
- ・寄付者に対し、寄付のお礼や事業終了後の報告をすること
- ・事業終了後1か月以内に所定の「助成事業報告書」（決算書含む）の提出すること
- ・12月に開催する当財団主催の交流会に参加し事業の実施報告を行うこと

### 4. 助成金の交付

- ・寄付募集期間終了後、1か月以内に「助成金交付決定通知書」を送付します。所定の「助成金交付申請書」を提出していただいた後、指定口座に振り込みます（中間支払いも可能です）。
- ・助成金額は、実際に集まった寄付金額から当財団の運営経費（20%）を引いたものになります。

## 注意事項

### 1. 事業の変更・中止があった場合

- ・事業に大きな変更（目的、内容等）があった場合は、「変更申請書」を提出していただきます。変更内容が妥当であると判断した場合は、助成金を交付します。
- ・事業の中止または団体の解散があった場合は、助成金は交付いたしません。すでに交付済みの場合は当財団に全額返還していただきます。

### 2. 申請額を超えて寄付が集まった場合（締切の繰り上げと目標金額の見直し）

寄付募集の期間内に寄付金の総額が目標に達した場合、原則として寄付募集は終了します。寄付金額が目標の50%を超えて集まりそうな場合は、目標金額を増額申請していただきます。

### 3. 助成金交付の中止・返還の請求

次のような場合は、助成金の交付を中止し、返還を求める場合があります。

- ・助成金が不正な利益の取得や供与に使用されるという疑義が持たれた場合。
- ・集まった寄付金額が、寄付募集終了時点で申請金額の10%未満だった場合。

#### 4. 助成金として交付されなかった寄付金の取り扱いと寄付者への説明について

団体と当財団で寄付者への説明責任を果たすとともに、寄付金は可能な限り寄付者の意思に沿い、当財団が別の方法で市民公益活動の支援に活用します。

#### 5. 証憑類について

助成金に関わる収支の証拠書類(領収書など)を整理し、いつでも閲覧できるようにしてください。証拠書類は事業実施終了後3年間の保存が必要です。

### **問い合わせ先**

公益財団法人ちばのWA地域づくり基金

TEL : 043-239-5335 FAX : 043-239-5336

E-mail : [info@chibanowafund.org](mailto:info@chibanowafund.org)

ホームページ : <https://chibanowafund.org>